

[第4回]

大洋デパート火災と遡及適用及び規制強化の効果

大洋デパートの火災と防火法令の改正強化

前回述べた1960年代後半の相次ぐ防火法令の改正にもかかわらず、1973年11月には、100人の方が亡くなる熊本市大洋デパート火災が発生した。千日デパート火災のわずか1年半後に再び大惨事が起こったため、消防庁と建設省(当時)は、かねて懸案となっていた古い既存建築物に対する対策に本格的に取り組まざるを得なくなった。当時、規制強化が直ちに既存建築物の防火避難施設の改善に反映される仕組みとなっていなかった(消防法17条の2(当時。現在は17条の2の5)1項及び建築基準法3条3項3号)ため、一連の規制強化にもかかわらず、古い建築物は防火避難施設が脆弱なまま取り残されており、両火災による被害はまさにその弱点が突かれたものだったからだ。

このため、消防庁は、特定防火対象物に対する消防用設備等の遡及適用条項(現在の消防法17条の2の5・2項4号)を含む消防法の改正に踏み切ることとし、1974年6月に国会で可決された。この時、同時に、防火管理に関する消防機関への措置命令権の付与(消防法8条4項)、消防機関による消防用設備等の設置時検査制度(消防法17条の3の2)及び消防設備士等による定期点検報告制度(消防法17条の3の3)の新設なども行われた。

同様の遡及適用条項は、建設省も建築基準法に盛り込むべく同国会に上程し、1974年3月から76年5月まで2年余りの間、異例の長期間にわたり継続審議が行われたが、防火区画、避難施設

等建築構造に関する防火対策は、消防用設備等に比べ、既存建築物の改善が技術的・経済的に困難であることなどの理由により実現に至らなかった。大洋デパート火災を契機とする建築基準法の改正は、この火災で多数の死者が出た理由の一つが、工事中で多くの階段が使用できない状態のまま営業されていたことにあつたため、1976年5月、工事中の建築物の仮使用承認制度(建築基準法7条の2(当時。現在は7条の6))が創設されて落着することとなった。

1966年～76年に行われた防火法令の改正

前回から述べてきたように、高層ビルの出現とビル火災の多発から大洋デパート火災に至る一連の出来事を契機として、1966年から10年あまりの間に、建築基準法令と消防法令が繰り返し改正強化された。その状況をまとめると表のようになる。

平均焼損面積で見る改正の効果

表に上げた規制強化の効果を改正規定の内容に対応した形で検証することは困難だが、火災1件当たりの焼損面積の推移の形で見てみると、これらの改正全体の効果は歴然としている。

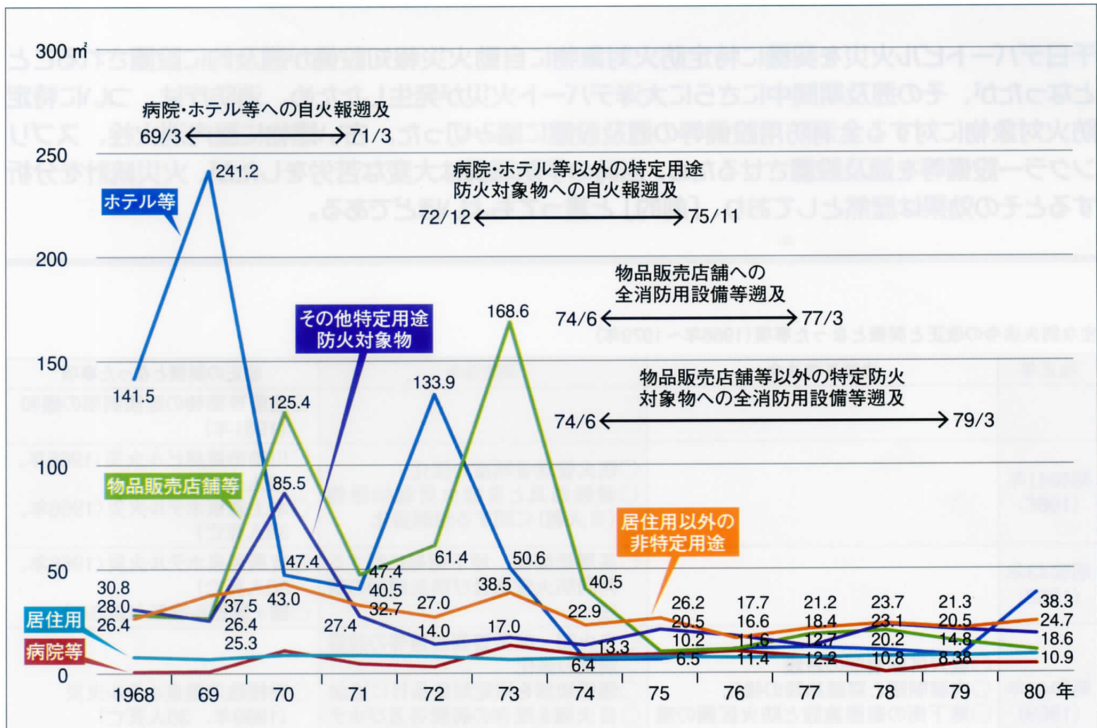
図は、耐火造建築物の火災1件当たりの焼損面積を、

- ① 居住用建築物：規制強化がなされなかった。
- ② 居住用以外の非特定防火対象物：規制強化はなされたが既存建築物への遡及適用はなされなかった。

千日デパートビル火災を契機に特定防火対象物に自動火災報知設備が遡及的に設置されることとなったが、その遡及期間中にさらに大洋デパート火災が発生したため、消防庁は、ついに特定防火対象物に対する全消防用設備等の遡及設置に踏み切った。古い建物に屋内消火栓、スプリンクラー設備等を遡及設置させるため、当時の予防職員は大変な苦勞をしたが、火災統計を分析するとその効果は歴然としており、「劇的」と言ってもよいほどである。

主な防火法令の改正と契機となった事項(1966年～1979年)

改正年	建築基準法令	消防法令	改正の契機となった事項
			○高層建築物の建築制限の緩和(1961年)
昭和41年(1966)		○防火管理者制度の強化 ○避難器具と自動火災報知設備(自火報)に関する規制強化	○川崎市雑居ビル火災(1966年、12人死亡) ○水上温泉ホテル火災(1966年、30人死亡)
昭和43年(1968)		○高層建築物、地下街等に対する共同防火管理及び防災規制の新設	○有馬温泉ホテル火災(1968年、30人死亡) ○霞ヶ関ビル竣工(1968年)
昭和44年(1969)	○縦穴区画規制の新設 ○内装制限と避難施設の強化 ○地下街の避難施設と防火区画の規制強化	○自火報・非常警報設備等の設置規制の強化 ○煙感知器を検定対象品目に追加 ○自火報を既存の病院等及びホテル等に遡及的に設置(69.3～71.3)	○磐梯熱海温泉ホテル火災(1969年、30人死亡)
昭和45年(1970)	○特殊建築物・高層建築物・大規模建築物に対する排煙設備、非常用の照明装置、非常用の進入口、非常用のエレベーター等の設置義務づけ等 ○内装制限の強化		○絶対高さ制限(31m)の撤廃(1970年) ○札幌市病院火災(1970年、5人死亡) ○和歌山市ホテル火災(1971年、16人死亡) ○北海道寄宿舎火災(1971年、10人死亡) ○宮城県病院火災(1971年、6人死亡)
昭和47年(1972)		○防火管理者制度の拡充 ○複合用途防火対象物に対する規制強化 ○スプリンクラー設備の規制強化 ○自火報を既存の特定防火対象物に遡及設置(72.12～75.11)	○大阪市千日デパートビル火災(1972年、118人死亡)
昭和48年(1973)	○煙対策の強化 ○縦穴区画の煙対策の徹底 ○内装制限の強化 ○二方向避難の規制強化		○熊本市大洋デパート火災(1973年、100人死亡)
昭和49年(1974)		○全ての消防用設備等を既存の特定防火対象物に遡及設置(74.6～77.3/79.3) ○消防機関による設備設置時検査制度 ○定期点検報告制度	
昭和51年(1976)	○工事中の建築物の仮使用承認制度		



耐火造建築物用途別火災1件当たり焼損面積の推移(火災年報より作成)

- ③ 旅館・ホテル等と病院・診療所等：自動火災報知設備(自火報)が先行(1969年3月～71年3月)して遡及設置され、1974年6月～77年3月に全消防用設備等が遡及設置された。
- ④ 物品販売店舗等：1972年12月～75年11月に自火報が、1974年6月～77年3月に全消防用設備等が遡及設置された。
- ⑤ 病院・ホテル・物品販売店舗等以外の特定防火対象物：1972年12月～75年11月に自火報が、1974年6月～79年3月(地下街と特定複合用途防火対象物については1977年3月末)に全消防用設備等が遡及設置された。

に分けて、同期間の平均焼損面積の推移を見たものである。

この図から、自火報の遡及設置が先行的に大きな効果を上げ、特定防火対象物に対する消防用設備等の遡及設置も大きな効果があったこと、消防

用設備等が遡及設置されなかった建築物についても平均焼損面積が着実に減少していることなどを読み取ることができる。

1970年～75年の5年あまりの間に日本の耐火造建築物の平均焼損面積に起こった変化は劇的と言ってもよいほどだ。その急減の理由は、自火報の遡及設置が行われたということだけでなく、この時期以降、大規模な特定用途防火対象物には必ずスプリンクラー設備が設置されるようになったこと、内装に石膏ボードが用いられるようになったこと、混合構造で堅穴区画のない古い建物のストックが急減したこと、以上により、工場や倉庫以外では大規模な延焼火災が急減したことなどが上げられる。